

社会福祉法人安全福祉会定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第1種社会福祉事業

- （イ）特別養護老人ホーム安全の里の設置経営
- （ロ）養護老人ホーム清和の里の設置経営

（2）第2種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービス事業
- （ロ）老人短期入所事業
- （ハ）老人居宅介護等事業
- （ニ）障害福祉サービス事業
- （ホ）地域活動支援センターの受託運営
- （ヘ）認知症対応型老人共同生活援助事業
- （ト）保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人安全福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県亀山市住山町字大掛590番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選出する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第

- 15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議にあつたものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上7名以内
(2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

- 第16条 理事及び監事は、評議員の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第23条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の14第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 三重県亀山市住山町字大掛590番地1所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 安全の里園舎 一棟 1,761.25m²
・三重県亀山市住山町字大掛590番地1所在の木造合金メッキ銅板ぶき平家建 グループホーム安全の里園舎 一棟 341.60m²

・三重県亀山市住山町字大掛590番地1所在の鉄骨セメントかわらぶき3階建 清和の里園舎 一棟 1階 650.73m²
2階 642.73m²
3階 634.81m²
・三重県亀山市住山町字大掛590番地1所在の鉄骨セメントかわらぶき3階建 ユニット型安全の里園舎 一棟 1階 569.45m²
2階 779.38m²
3階 779.38m²
・三重県亀山市南野町848番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 亀山市第三愛護園園舎 一棟 1階 203.00m²
2階 164.50m²

(2) 三重県亀山市住山町字大掛590番地1所在の老人ホーム敷地
9,084.29m²
三重県亀山市南野町848番地所在の保育所敷地
1,322.331m²

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的する事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意、及び評議員会の承認を得て、亀山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、亀山市長の承認は必要

としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し又は確実な有価証券に換えて保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6項の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業
- (3) 地域包括支援センター事業
- (4) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、亀山市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を亀山市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人安全福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 伊藤 光橋

常務理事	伊藤 みさ子
理 事	大友 信勝
理 事	加藤 隆
理 事	谷川 誠士
理 事	野呂 汎
理 事	蓮見 誠典
理 事	山下 昭二
理 事	垂井 正
理 事	岩間 恒雄
監 事	井上 明
監 事	松島 芳哉

附 則

- 1 この定款は、知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は、第一八条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第二〇条の規定にかかわらず設立認可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成4年12月25日から改正施行する。

附 則

この定款は、平成7年2月17日から改正施行する。

附 則

この定款は、平成8年9月24日から改正施行する。

附 則

この定款は、平成8年10月22日から改正施行する。

附 則

この定款は、平成10年3月26日から改正施行する。

附 則

この定款は、平成12年4月26日から改正施行する。

附 則

- 1 この定款は、知事の認可の日（平成12年6月23日）から施行する。
- 2 平成12年6月23日付の定款変更に伴い増員された理事1名及び監事1名の任期は、定款第11条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、三重県知事の認可の日（平成13年12月10日）から施行する。
- 2 平成13年12月10日付の定款変更に伴い設置された評議員15名の任期は、定款第一九条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成15年10月31日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則

この定款は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年5月10日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年9月15日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成18年11月28日）から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日（平成19年7月25日）から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可の日（平成25年5月10日）、但し第一条第二項、第二一条、第三三条、第三四条については平成25年4月1日改正、同日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、令和2年 2月 6日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、令和2年 7月 14日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、令和3年 3月 3日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、令和3年 11月 22日から施行する。

附 則

この定款は、亀山市長の認可を受け、令和4年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人安全福祉会 理事・監事 名簿

理事長	小倉 昌行
理 事	北川 亨
理 事	伊東 経雄
理 事	中尾 征郎
理 事	服部 武彦
理 事	長尾 英介
理 事	佐野 知之
監 事	前田 茂也
監 事	長岡 直文

社会福祉法人安全福祉会 評議員 名簿

評議員	岩間 恒雄
評議員	明石 長一郎
評議員	藤本 由紀子
評議員	若林 繁
評議員	服部 信明
評議員	服部 喜平
評議員	別府 一夫
評議員	久保田 幸伸

社会福祉法人安全福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安全福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び業務執行理事（以下「常勤役員等」とする。）については、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等及び非常勤役員に対する退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退任慰労金手当については、別表第3に定める算式により算出される額とし、常勤役員等と非常勤役員等、その両方に就いたものは、常勤役員等の退任慰労金のみを支給する。
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人安全福祉会特別養護老人ホーム安全の里職員給与規程第8条別表5の規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人安全福祉会旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支

給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人安全福祉会特別養護老人ホーム安全の里職員給与規程第7条2に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退任慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のように端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
業務執行理事	月額 300,000円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3 (退任慰労金算定式)

(1) 常勤役員等

理事長	最終報酬月額×在任年数×係数 (1.0~2.0)
業務執行理事	最終報酬月額×在任年数×係数 (1.0~1.5)

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月末満は1か月に切り上げる。

※係数については、在任中の運営状況及び法人及び社会福祉に対する功労を考慮し、法人の運営及び財務状況等によりその都度理事会及び評議員会で決定する。

(2) 非常勤役員等

4年以上6年未満	20,000円
6年以上8年未満	30,000円
8年以上10年未満	50,000円
10年以上	70,000円

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

(3) 監事

	日額
監事監査、理事会・評議員会への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

(2) 評議員専任解任委員会

	日額
評議員専任解任委員会等会議への出席	11,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	11,000円

※当法人の職員のものには支給しない。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行し、平成20年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。